

レンタル約款

「レンタルサービス申込書」の「申込者」欄に記載のお客様(以下「借主」という。)は、株式会社Wiz(以下「貸主」という。)が提供するレンタル物件の利用に際し、下記約款条項(以下「本約款」という。)に承諾の上、レンタルサービスの利用を申し込むものとする。

第1条(目的)

本約款は、貸主と借主の間の、貸主の所有する物件(以下「本物件」という。)に関する賃貸借契約(以下「本契約」という。)の内容を定めるものである。

第2条(契約の成立)

本契約は、借主が貸主に対して所定の申込書類等を提出することによる申し込みがあり、貸主がこれを受領し、承諾した旨の意思表示を借主に対して行ったときに成立する。

第3条(個別契約)

借主が、貸主に対し、貸主所定の方法にて本契約の申し込みを行い、第7条に基づく本物件の引渡しの完了、及び貸主が借主に対して導入物件明細書を発行することで、本物件に係る個別契約(以下「個別契約」という。)が成立する。

第4条(レンタル期間)

1. 本物件のレンタル期間は、導入物件明細書記載において明示するものとする。
2. 貸主は、借主からの最終のレンタル料の支払いを、本物件の買取申し込みとみなし、その支払い完了をもって、借主に本物件の所有権は移転するものとする。
3. 借主は、貸主に対し、第8条にもとづき本物件を買い取るにより、いつでも解約することができる。

第5条(レンタル料)

借主は、貸主に対し、導入物件明細書に従い、本物件のレンタル料を支払うものとする。

第6条(借主の担保供与等)

1. 貸主は、借主に対し、前条に基づくレンタル料の支払債務が不履行になることを停止条件とした借主の運営する事業を自己に承継する契約の申し込みすることができるものとし、借主はそれに応じるものとする。なお、承継の対象となる事業の範囲及びその対価その他承継に必要な事項については、貸主及び借主が協議の上、決定するものとする。
2. 借主は、貸主が必要と合理的に認める場合、前条に基づくレンタル料の支払いに関する債務を担保するため、借主の所有する物権又は債権に担保権を設定しなければならない。なお、担保の対象となる物権及び債権の範囲についての詳細は、貸主及び借主が協議の上、別途定めるものとする。
3. 借主は、貸主に対するレンタル料の支払いが困難になる場合、その有する債権を第三者に譲渡してはならないものとする。

第7条(物件の引渡し)

1. 貸主は、借主が指定する設置場所において、本物件を引渡すものとする。
2. 借主は、本物件の引渡しを受けた場合、2日以内に本物件を検査するものとし、適合しないことを発見した場合は、貸主に対し、直ちに通知しなければならないものとする。

第8条(本物件の買取)

借主は、貸主に対し、本物件の買取を申し込むことができるものとする。当該申込は貸主が指定する方法にて行うものとし、買取金額はレンタル料残額を上限とし、支払い条件とともに貸主が定めるものとする。

第9条(本物件の取替え等)

1. 貸主は、本物件が隠れた瑕疵により正常に作動しない場合、自らの費用で交換物件を手配するか、修理を行うものとする。ただし、借主の責めに帰すべき事由の場合は、この限りではない。
2. 貸主及び借主は、前項の場合で本物件の設置に工費が発生するとき、状況に応じ協議を行い、その費用の負担等を決定するものとする。

第10条(本物件の使用管理義務)

1. 借主は、善良な管理者の注意をもって本物件を使用、保管、管理し、これらに要する費用を負担するものとする。
2. 借主は、本物件をその本来の目的以外で使用してはならないものとする。
3. 借主は、本物件を分解、転貸、改造、加工及び毀損してはならないものとする。
4. 借主は、本物件を設置場所以外に移動する場合、事前に貸主の書面による承諾を得なければならないものとする。
5. 借主は、貸主または貸主が指定した者が、本物件の現状、稼働及び保管状況を点検または調査することを求めた場合、これに応じなければならないものとする。

第11条(本物件の滅失、毀損等)

借主は、本物件を損壊又は紛失(盗難を含む。)した場合、貸主に対し、直ちにその旨を書面で貸主に通知するとともに、代替物件の購入代価相当額又は本物件の修理代金相当額を支払うものとし、その他貸主に損害がある場合はこれを賠償する。

第12条(本物件の所有権侵害等の禁止)

1. 借主は、本物件の第三者への譲渡、担保提供、その他本物件の所有権を侵害するような行為をしてはならないものとする。
2. 借主は、貸主の事前の書面による承諾を得ない限り、次の行為をしてはならないものとする。
 - ①本物件を第三者に転貸すること
 - ②本物件の占有を移転すること
 - ③本約款及び個別契約に基づく借主の権利、地位を第三者に譲渡し、又は担保に提供すること
3. 借主は、第三者が本物件について権利を主張した場合等本物件の所有権を侵害するおそれのある行為をした場合、貸主に対し、直ちにその事情を通知しなければならないものとする。

第13条(個人情報の取扱い)

1. 貸主は、本契約に基づき借主より取得する個人情報を、本契約の目的の遂行の為にのみ利用するものとし、借主の承諾なく第三者に開示・提供をしてはならない。
2. 貸主は、個人情報の保護に関する法律、関係各庁が定めるガイドラインならびに各種プライバシーに関する法令を遵守するものとする。

第14条(個人情報の取扱い)

1. 貸主及び借主は、自己が以下の各号のいずれにも該当しないこと、及び将来にわたってもこれに該当しないことを、相手方に対し表明し保証する。
 - ①暴力団、暴力団構成員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる集団又は個人(以下「反社会的勢力」という。)であること、又は反社会的勢力であったこと
 - ②役員又は実質的に経営を支配する者が反社会的勢力であること、又は反社会的勢力であったこと
 - ③反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結すること
2. 貸主及び借主は、相手方が前項各号のいずれかに該当した場合又は該当していたことが判明した場合は、別段の催告を要せず即時に本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。
3. 貸主及び借主は、相手方が本契約の履行に関連して以下の各号のいずれかに該当したときは、何らの催告を要することなく直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。
 - ①脅迫的な言動をすること、若しくは暴力を用いること
 - ②偽計又は威力を用いて業務を妨害し、又は名誉・信用を棄損すること
 - ③法的責任を超えた不当な要求をすること
 - ④自ら又はその役員若しくは実質的に経営を支配する者が反社会的勢力への資金提供を行う等、その活動を助長する行為を行うこと
 - ⑤前各号に準ずる行為を行うこと
 - ⑥第三者をして前各号のいずれかに該当する行為を行わせること
4. 貸主及び借主は、前各項に違反して相手方に損害を与えた場合、相手方に対し、その損害を賠償しなければならない。
5. 貸主及び借主は、第2項又は第3項により本契約を解除されたことを理由として、相手方に対し損害の賠償を請求することができない。
6. 前二項の規定は、本契約に定める損害賠償に関する規定に優先して適用する。

第15条(契約の解除)

1. 貸主は、借主が次の各号の一に該当したときは、何らの催告なく直ちにこのレンタル契約を解除できる。
 - ①レンタル料等の支払いを怠ったとき
 - ②本約款、又はレンタル契約のいずれかの定め違反し、貸主が相当期間を定めて書面により催告したにもかかわらず、当該期間内に是正されないとき
 - ③小切手または手形の不渡りを出したとき
 - ④仮差押、仮処分、強制執行、競売の申立、公租公課滞納処分等を受け、もしくは破産、民事再生、会社更生、特別清算その他これらに類似する手続きの申立があったとき
 - ⑤営業の廃止、解散の決議をし、または官公庁から業務停止、その他業務継続不能の処分を受けたとき
 - ⑥経営が著しく悪化し、またはその恐れがあると認められる相当の理由があるとき
 - ⑦本物件について必要な保存行為をしないとき
 - ⑧第13条に違反したとき
2. 貸主は、レンタル契約が前項の理由により解除された場合、借主に対し、レンタル期間満了までに支払うべきレンタル料を請求できるものとし、借主はこれを支払われなければならないものとする。また、この場合、借主は、本物件を貸主の指定する場所に借主の負担で持参もしくは送付して返還しなければならないものとする。
3. 貸主は、レンタル契約解除の原因如何にかかわらず、借主が本物件の返還を遅延した場合、本物件を自ら引き上げることができるものとする。借主は、かかる引き上げに際して、貸主または貸主が委託した者が借主の土地建物に立ち入ることを予め承諾する。なお、貸主が本物件の引き上げに要した費用は、借主の負担とする。
4. 貸主は、レンタル契約終了後相当の期間経過しても本物件の返還がなされない場合、借主がレンタル物件を買い取ったものとみなし、第8条に

に基づき買取金額相当額を請求できるものとする。

第16条(貸主の権利)

1. 貸主が、本約款及び個別契約に定める貸主の権利を保全し、若しくは回復するため、又は第三者より異議、苦情の申立を受けたため、必要な措置をとった場合で、かかる事由が借主の責めに帰すべき事由により発生したものであるときは、借主に対し、本物件搬出費用、弁護士報酬等かかる措置に要した一切の費用を請求できるものとする。
2. 貸主は、本物件に関する公租公課に変動があったときは、レンタル料を変更することができるものとする。
3. 貸主は、本物件の所有権を個別契約に基づく貸主の地位とともに、第三者に担保に入れ、または譲渡することができるものとし、借主はこれについて予め承諾する。

第17条(損害賠償)

貸主及び借主は、本約款又は個別契約に違反したことにより相手方に損害を与えた場合、その損害を賠償する責任を負うものとする。ただし、損害賠償の範囲は当該違反と相当因果関係にある損害に限定され、間接損害、逸失利益、派生的及び特別損害については責任を負わないものとする。

第18条(遅延損害金)

借主は、貸主に対し、レンタル料等の本約款に基づく金銭の支払いを怠った場合、支払うべき金額に対し支払い期日の翌日からその完済に至るまで、年14.6%の割合(1年に満たない端数期間については、1年365日として日割計算による)による遅延損害金を支払うものとする。

第19条(充当順位)

貸主は、借主が貸主に対して一又は複数の債務を負担している場合で、借主が貸主に対して債務の弁済を行ったとき、任意の充当順位にて充当できるものとし、借主は予めこれに異議なく承諾するものとする。

第20条(クーリングオフ)

借主及び貸主は、本契約は借主の事業に資する目的で締結されるため、特定商取引法に関する法律の適用を受けず、クーリングオフの対象とならないことを予め相互に確認するものとする。

第21条(通知・報告義務)

1. 借主は、次の各号の一に該当したときは、その旨を遅滞なく書面により貸主に通知する。
 - ①名称または商号を変更したとき
 - ②住所を移転したとき
 - ③代表者を変更したとき
 - ④支払方法が金融機関口座から引き落としの場合、金融機関口座情報に変更があったとき
 - ⑤支払方法がクレジットカードによる支払いの場合、クレジットカード情報に変更があったとき
 - ⑥事業の内容に重要な変更があったとき
 - ⑦第14条第1項③～⑥号の事実が発生し、また、そのおそれがあるとき
2. 貸主または貸主の指定した者から要求のあったときは、借主はいつでも本物件の現状、稼働、保管、使用の状況について貸主に報告するものとする。

第22条(連帯保証人)

1. 借主は、個別契約に基づく自己の債務の履行を保証するために、連帯保証人を設定するものとする。
2. 連帯保証人は、本約款及び個別契約に基づく借主の貸主に対する一切の債務の履行について保証し、借主と連帯して貸主に対し債務履行の責に任ずるものとする。
3. 借主は、連帯保証人が次の各号のいずれかに該当する場合、貸主に対し、ただちにその旨を書面により通知したうえ、新たな連帯保証人を設定しなければならないものとする。また、貸主から新たな連帯保証人を立てよう請求されたときも同様とする。
 - ①死亡したとき
 - ②後見・保佐・補助開始の審判の申立または任意後見契約がなされたとき
 - ③第14条のいずれかに該当するとき

第23条(合意管轄)

本約款に関し訴訟の必要が生じたときは、貸主の本店所在地の管轄裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

第24条(誠実協議)

本約款に定めない事項又は本約款の解釈に関する疑義が生じた場合、貸主及び借主は双方誠意をもってこれに協議し、解決を図るものとする。

以上
2020年4月1日制定